

《NPO法人の皆様へ》 特定非営利活動促進法が改正されます

(令和2年12月2日成立 令和3年6月9日施行)

令和2年12月2日に特定非営利活動促進法(NPO法)が一部改正となり、令和3年6月9日より改正されます。改正内容は以下のとおりです。

1 設立認証申請・定款変更認証申請の縦覧期間、補正期間が短縮されます。

現行	令和3年6月9日から
(縦覧期間) 申請書を受理した日から1カ月間	(縦覧期間) 申請書を受理した日から2週間
(補正期間) 申請書を受理した日から2週間	(補正期間) 申請書を受理した日から1週間

縦覧事項は、インターネットの利用等により公表されます。この公表は、所轄庁による認証・不認証の決定までの間、行われます。

2 個人の住所等が、公表等の対象から除外されます。

以下の「役員名簿」・「社員名簿」に記載されている、個人の住所・居所については、閲覧・謄写対象から除外されます。

- ◇設立認証の申請があった場合に所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」
- ◇請求があった場合に認定・特例認定NPO法人が閲覧させる「役員名簿」・「社員名簿」
→閲覧書類については、住所、居所を黒塗りにする等の対応をお願いします。
- ◇請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」・「社員名簿」
(注)社員その他の利害関係人から請求があった場合に法人が閲覧させる、「役員名簿」・「社員名簿」については、引き続き閲覧の対象です。

3 認定・特例認定NPO法人の所轄庁への提出書類が一部削除・追加されます。

(1)削除された書類
◇「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出は不要です。 (注)当該書類の「作成」「事務所への備置き」「事務所における閲覧」は引き続き行う義務があります。
(2)内容に変更がない場合、提出が不要な書類
◇「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出が不要になります。 (注)変更が生じた場合は、提出する必要があります。
(3)追加された書類
◇認定・特例認定NPO法人の役員等に対する報酬の状況を記載した書類について、毎事業年度の提出が必要です。

4 NPO法関連手続きのデジタル化について規定されました。

NPO法に基づく事務又は業務の利便性の向上、簡素化、効率化を図るため、デジタル化に必要な措置が講じられます。

5 事業報告書等の県への提出様式の押印が廃止されました。

NPO法人が和歌山県に提出する各種申請書・届出書から、押印欄が廃止されます。押印は廃止となりますが、引き続き郵送又は持参での提出をお願いします。